

東京電力株式会社

代表執行役社長

廣瀬 直己 様

申 入 書

- 1 東京電力㈱福島第一・第二原子力発電所の廃炉に向けた取組み及び確実な安全対策について
- 2 東京電力㈱福島第一・第二原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書の締結について
- 3 東京電力㈱福島第一原子力発電所事故に関する適正な賠償の実施について

平成 26 年 11 月 26 日

福島県いわき市長

清水 敏男

【要望項目】

- 1 東京電力㈱福島第一・第二原子力発電所の廃炉に向けた取組み
及び確実な安全対策について・・・・・・・・・・・・・・・・P1

- 2 東京電力㈱福島第一・第二原子力発電所周辺地域の安全確保に
関する協定書の締結について・・・・・・・・・・・・・・・・P3

- 3 東京電力㈱福島第一原子力発電所事故に関する適正な賠償の
実施について・・・・・・・・・・・・・・・・P4

1 東京電力㈱福島第一・第二原子力発電所の廃炉に向けた取組み及び確実な安全対策について

東京電力㈱福島第一原子力発電所事故については、これまでも再三にわたり、一刻も早い収束と福島第一原発のみならず、県内すべての原発の廃炉を強く求めて参りました。

また、数十年に及ぶ廃炉作業期間中、多くの市民が不安を抱えたままの生活を強いられることから、「確実な安全対策を講じるよう」申入れを行って参りましたが、特に汚染水問題における相次ぐトラブルには「またか」という思いとともに市が復興に向けて、市を挙げて風評被害払拭のため精力的に取り組む、積み上げてきたものを台無しにしかねないことや、市外で生活されている方々の帰還にも大きな影響を及ぼすことから、強い憤りと危機感を感じております。

また、トラブルの原因の一つとなっている人為的ミス背景には、「下請けに任せっ放しで、東電が積極的に関わっていない」などの指摘もあるなど、汚染水問題に象徴される現場管理が徹底されていない現状に、将来的にも不安を抱かざるを得ない状況にあります。

このようにトラブルが頻発し、現場管理が不十分な状況下において、福島第一原発1号機の建屋カバー解体作業も行われておりますが、市民の中に不安を訴える声も挙がっており、すべての作業工程において、極めて慎重かつ万全な安全対策が求められます。

東京電力㈱においては、廃炉に向けた中長期ロードマップに基づく取組みをしっかりと進め、十分な安全確保に向け、特に次の5項目について取り組むよう強く申し入れます。

(1) 福島県内全ての原子力発電所の廃炉方針の決定と確実な安全対策

経済産業大臣による福島第二原発の廃炉に理解を示す発言などを踏まえ、廃炉とする方針を早急に決定すること。

また、数十年に及ぶ廃炉作業期間中、多くの市民が不安を抱えた生活を強いられることから、東京電力(株)及び国の責任において、確実な安全対策を講じること。

(2) 福島第一原発に係る確実な汚染水対策の早期実施

2号機トレンチ汚染水の凍結止水の遅れなど、汚染水にかかるトラブルが頻発していることを踏まえ、従来の工法による対策が困難な事案については、確実な代替策の早期実施を図ること。

また、「サブドレンからの地下水の汲み上げ」については、漁業者をはじめ、市民に対し、監視体制の整備や運用目標の明確化、モニタリングの厳格化などの安全性について、分かりやすく丁寧に説明するなど、情報公開に万全を期すこと。

(3) 1号機建屋カバー解体・がれき撤去作業における飛散防止対策の徹底及び迅速な通報連絡

1号機建屋カバー解体・がれき撤去作業における放射性物質の飛散防止対策を徹底すること。また、万が一、放射性物質が飛散した場合には、通報連絡体制に基づき迅速に通報を行うこと。

(4) 現場作業員の適正な労働環境の確保

人為的ミスを未然に防止するため、現場作業員の衛生環境の充実や、賃金等の設定も含めた適切な労働環境の整備に努めること。

(5) 迅速かつ万全な消火体制の構築

福島第一原子力発電所敷地内での万一の火災等に備え、昼夜を問わず迅速な対応が可能な体制を構築するなど、万全な消火体制の強化を講じること。

2 東京電力(株)福島第一・第二原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書の締結について

東京電力(株)福島第一原子力発電所事故については、現在もなお不安定な状況が続いております。

本市では福島第一原発事故当時、東京電力(株)や国から十分な情報提供がなされなかったことを踏まえ、今後の不測の事態を防止するためにも、立地町はもとより、隣接する本市も積極的に関わりを持ちながら、迅速かつ正確な情報の提供のもとで安全対策を進める必要があります。

このため、平成24年7月に、通報連絡協定を締結したところでありますが、本市は不安定な状況にある福島第一、第二原発からも近く、不安を抱える市民も多いことから、立地町と同様、「立入調査」や「適正な措置の要求」などにより原発を常時監視していく状況にあること、また、平成24年11月の福島県地域防災計画において、福島第一・第二原発からの災害対策重点区域の範囲である緊急時防護措置を準備する区域に本市全域が指定されたことなどから、市民が求める安全・安心に一層確実に応えていくため、本市と東京電力(株)との原子力安全協定の早期締結について、強く申し入れます。

3 東京電力(株)福島第一原子力発電所事故に関する適正な賠償の実施について

本市の市民や事業者は、事故が収束していない状況の中、不安を抱えながら生活や事業活動を行っており、その精神的な苦痛や風評被害などの間接被害に伴う営業損害は計り知れないものがあります。

一方で、放射線への不安などから、自主的に市外に避難し、心ならずも家族が離れ離れに生活せざるを得ない家庭が少なくありません。

このような、被害者である全ての市民や事業者を対象として、迅速かつ適正な賠償が行われるよう、本市にとって切実な課題である次の4項目について、責任をもって対応されますよう強く申し入れます。

(1) 本市 30 km圏内「旧屋内退避区域」と「旧緊急時避難準備区域」における避難指示区域解除後の賠償対象期間の公平な取り扱い

精神的損害の賠償について、本市においては、屋内退避指示が平成 23 年 4 月 22 日に解除されたことに伴い、平成 23 年 9 月 30 日で終了となっており、区域解除から賠償終期までの期間は 5 ヶ月となっているのに対し、本市に隣接する広野町や川内村の一部などの旧緊急時避難準備区域については、平成 23 年 9 月 30 日に指定が解除され、賠償は解除から 11 ヶ月後の平成 24 年 8 月 31 日をもって終了となっているなど、同じように区域が解除されたにも関わらず、賠償月数に格差が生じております。

また、就労不能損害についても、本市に従前の勤め先があった方は、平成 24 年 5 月 31 日に賠償が終了となりましたが、旧緊急時避難準備区域に従前の勤め先がある方は、終期が平成 24 年 12 月 31 日であるなど、ここでも格差が生じております。

以上、区域解除から賠償終期までの期間に差が生じており、同区域の市民の不満も大きいことから、公平に賠償が行われるよう強く申し入れます。

(2) 自主的避難等対象区域に係る賠償期間の延長等の適正な賠償

本市は「自主的避難対象区域」とされ、市民が幅広く損害賠償の対象とされたことについては、一定の評価ができるものの、妊婦と18歳以下の子どもに係る平成24年9月以降、それ以外の者に係る平成23年4月23日以降の一律賠償について、賠償期間の延長等の適正な賠償を行うよう強く申し入れます。

(3) 本市 30 km圏内「旧屋内退避区域」に係る財物賠償の早期決定

財物賠償については、平成24年7月に経済産業省、東京電力(株)からそれぞれ考え方、補償基準が示されましたが、住宅等の補修・修理費用以外は、その対象とされた区域は避難指示区域のみであり、本市の賠償基準については、触れられていないことから、早期決定を強く申し入れます。

(4) 地方公共団体に対する迅速かつ適正な賠償

本市企業会計、一般会計及び特別会計の一部について、東京電力(株)に対し、それぞれ賠償請求を行っておりますが、迅速かつ適正な賠償に向けて対応されるとともに、今後本市が本件事故に伴って実施する様々な業務・事業についても確実に賠償対象とするよう、責任をもって対応されることを強く申し入れます。

